#### 名寄市発注建設工事に係る工事請負代金債権譲渡承諾等に関する取扱いについて

平成28年4月1日施行

工事を受注した建設事業者への円滑な資金調達のため、工事完成払代金の債権を金融機関等に譲渡することを承諾する際の名寄市の取扱いを定めましたので、お知らせします。



- ■市発注の建設工事における受注者(建設事業者)への完成工事代金債権を受注者が金融機関等へ譲渡することに市が承諾する際の事務取扱いを定めるものです。
- ■工事完成後に受注者へ支払う代金債権を受注者が金融機関等へ譲渡することにより、受注者は市からの支払を待たずに金融機関等から譲渡代金を受け取ることができます。



- ■市発注の建設工事受注者の財務改善や資金調達の円滑化が図られます。
- ■事業者の体力向上による、地域経済の活性化が期待できます。

### 利用方法

- ①工事完成物引渡し予定の約1カ月前までに市財政課まで事前連絡をお願いします。
- ②事業者と金融機関等とが市財政課に債権譲渡承諾依頼書を提出し、市が承諾を決定したものについて、請求に基づき支払います。

# 対象債権

- ■事務取扱いに定める要件を満たした対象工事で検定・引渡しを終えた完成工事。
- ■工事請負代金額から前払金及び部分払金の支払済額を控除した額の範囲内で、かつ 1,000万円以上のもの。

#### 債権譲渡先

■預金保険法(昭和46年法律第34号)第2条第1項に規定する金融機関及び市長が特に認める金融機関等

# 適用年月日

■平成28年5月1日以後に引渡しを行う工事にかかる債権から適用。

※詳細は「名寄市発注建設工事に係る工事請負代金債権譲渡の承諾等に関する事務取扱い」をご覧ください。

### 【お問合せ先】

名寄市財政課契約係 (名寄市大通南1丁目) 電話 01654-3-2111